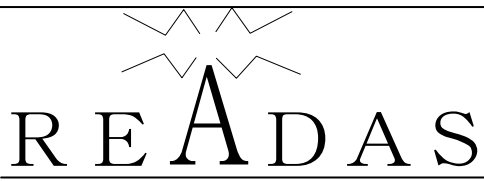


第 5194 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月27日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 調査手続きの見直し

Q：平成27年度の改正では、調査手続きが見直されるとか。どのようになるのですか？

A：次の2点が改正になります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、再調査の制限の対象になる調査の見直しと複数の税務代理人がある場合の事前通知の簡素化が行われます。

①再調査の制限の対象になる調査の見直し

現行の国税通則法では、調査が終了した事案についての再調査は、新たに得られた情報から非違が認められる場合に限定されていますが、これが、次のように改正されます。

- ・再調査の前提になる前回調査の範囲を実地の調査に限る。
- ・前回調査が実地調査以外の調査である場合には、新たに得られた情報がない場合であっても再調査を行うことができる。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始された前回調査の再調査に適用されます。

②複数の税務代理人がある場合の事前通知の簡素化

納税者に複数の税務代理人がいる場合、現行では、その全ての税務代理人に事前調査を行わなければならないとされていますが、これが、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、その代表となる税務代理人に事前通知をすれば足りることとされます。

この改正は、平成27年7月1日以後に行う事前通知から適用されます。

